

第5回 日南海岸サイクルツーリズム協議会 今後の進め方

1. 今後の進め方 1

令和元年 7月 8日

1. 今後の進め方 ~これまでの取り組みと今後の進め方~

- H27年度の協議会設立以降、サイクリングルートの設定、自転車通行空間やルート案内サインの整備の考え方を検討。
- 本協議会にてサイクルマップ、自転車通行空間やルート案内サインの整備方針を確認し、本年度よりマップ配布や整備に着手。
- 今後は、目指すべき将来像の実現に向けて、各取り組み内容を推進する。

取り組み内容	検討部会	H27～H29	H30検討	H31(R1)～
日南海岸サイクリングルートの設定	企画部会	・サイクリングルートの設定		
①日南海岸の実情に応じた自転車通行空間の整備 ・連続的な矢羽根設置(コース、主要地までの距離等を明示)	整備部会	・自転車通行空間整備の考え方 ・試行区間の選定	・自転車通行空間の整備方針 ・試行区間の整備計画	・試行区間での整備 ・整備の手引きの策定 ・サイクリングルート of 整備
②サイクリストのニーズに配慮したサポート環境の拡充 ・ルート案内サインの設置(右左折部、観光施設、道路勾配等) ・休憩施設の充実(サイクルスタンド、修理工具等の充実)		・ルート案内サインの考え方	・ルート案内サインの整備方針	・ルート案内サインの設置
③サイクリストの利便性を高める取組の推進 ・サイクルマップ作成 ・利用者にわかりやすい情報発信(HP等) ・サイクルトレイン等の推進 ・利用者が立ち寄りやすい宿泊施設サービス開始 ・レンタサイクルサービス	企画部会	・ルートの試走 ・マップ作成方針検討	・サイクリングルートの名称 ・サイクルマップの作成	・サイクリングマップ配布 ・情報発信の強化 ・受入環境の充実・拡大
④地域交流による憩いやくつろぎサービスの提供 ・飲食店、温泉施設、宿泊施設等の情報提供 ・道の駅、港の駅等と連携した取組み ・外国客が宿泊可能な環境の整備推進				・マップ等による情報提供 ・情報発信の強化 ・受入環境の充実・拡大
⑤サイクルイベントの充実・拡大による交流の促進 ・走行会、散歩イベント開催(小・中規模イベント) ・ツール・ド・南みやざき等の大会開催(大規模イベント)		・サイクルイベントの充実・拡大	・サイクルイベント企画	・サイクルイベントの充実・拡大
⑥サイクルツーリズムの普及・拡大を通じた地域振興の新たな取組 ・サイクルツアーガイドの育成 ・観光協会や観光施設等との連携企画 ・旅行会社とのコラボ企画(パックツアー企画)			・サイクルツアーガイド育成 ・連携企画の充実・拡大	
地方版自転車活用推進計画の策定	各市			・自転車活用推進計画の策定

※取り組み内容の下段に、内容例を記載。

1. 今後の進め方 ～ R1年度実施内容と今後の実施方針～

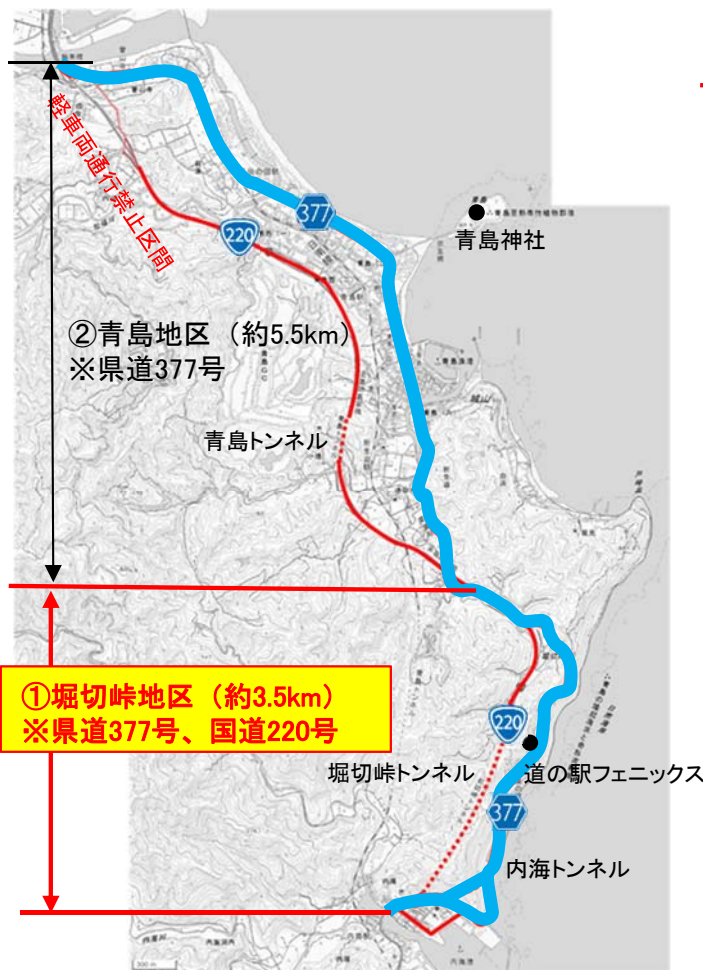
部会	R1年度実施内容と今後の実施方針
企画部会	<p>【R1年度実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none">●サイクリングマップをWEB上で公開し、利用者の意見を収集しマップを更新する。 <p>【今後の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none">●更新したサイクリングマップを、紙媒体で配布する。●「③サイクリストの利便性を高める取組の推進」、「④地域交流による憩いやくつろぎサービスの提供」、「⑥サイクルツーリズムの普及・拡大を通じた地域振興の新たな取組」に関して、更なる施策の推進に向けて企画内容の検討を行う。
整備部会	<p>【R1年度実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none">●試行区間のうち宮崎エリアの堀切峠地区(約3.5km)、日南エリアの油津地区(約5.5km)を優先的に整備する。 <p>【今後の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none">●整備完了後、妥当性や改善点について検証し、整備方針を策定する。 ※「日南海岸版 自転車通行空間の手引き」を策定●試行区間は残る地区を整備するとともに、試行区間以外は整備計画(整備順位等)を検討し、整備に着手。
その他	<ul style="list-style-type: none">●各市においても、策定中の宮崎県自転車活用推進計画の動向を見据えつつ、地方版自転車活用推進計画の策定を目指す。

【参考①】試行区間

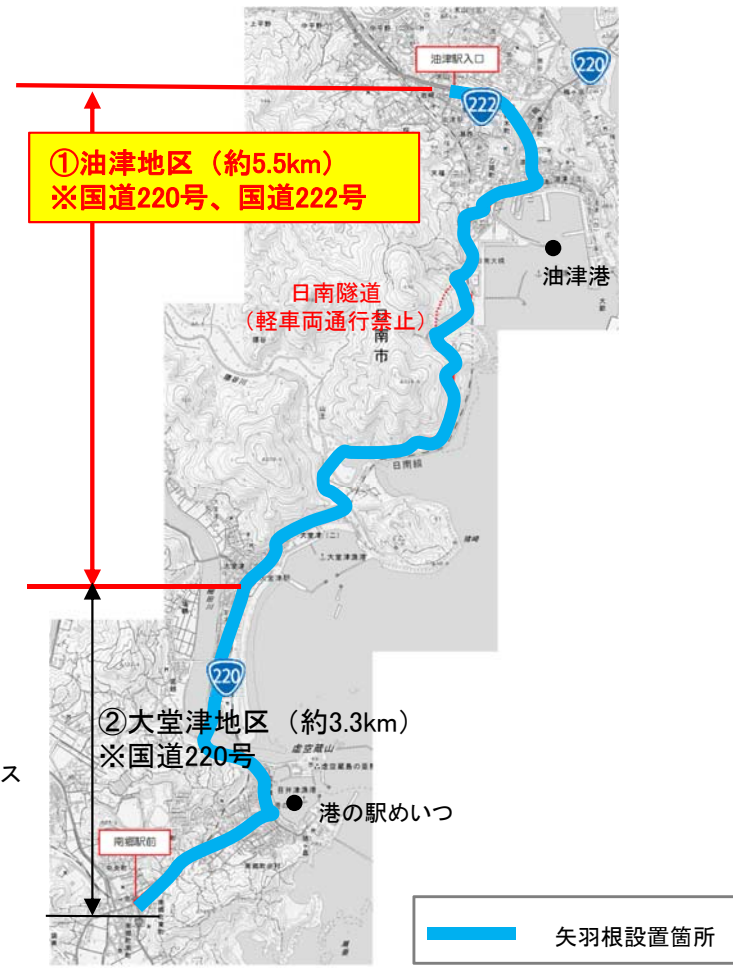
- ◎宮崎エリアの「①堀切峠地区(約3.5km)」、日南エリアの「①油津地区(約5.5km)」を優先的に整備。
- ◎整備完了後、妥当性や改善点について検証し整備方針を策定。残る地区を整備。



宮崎エリア



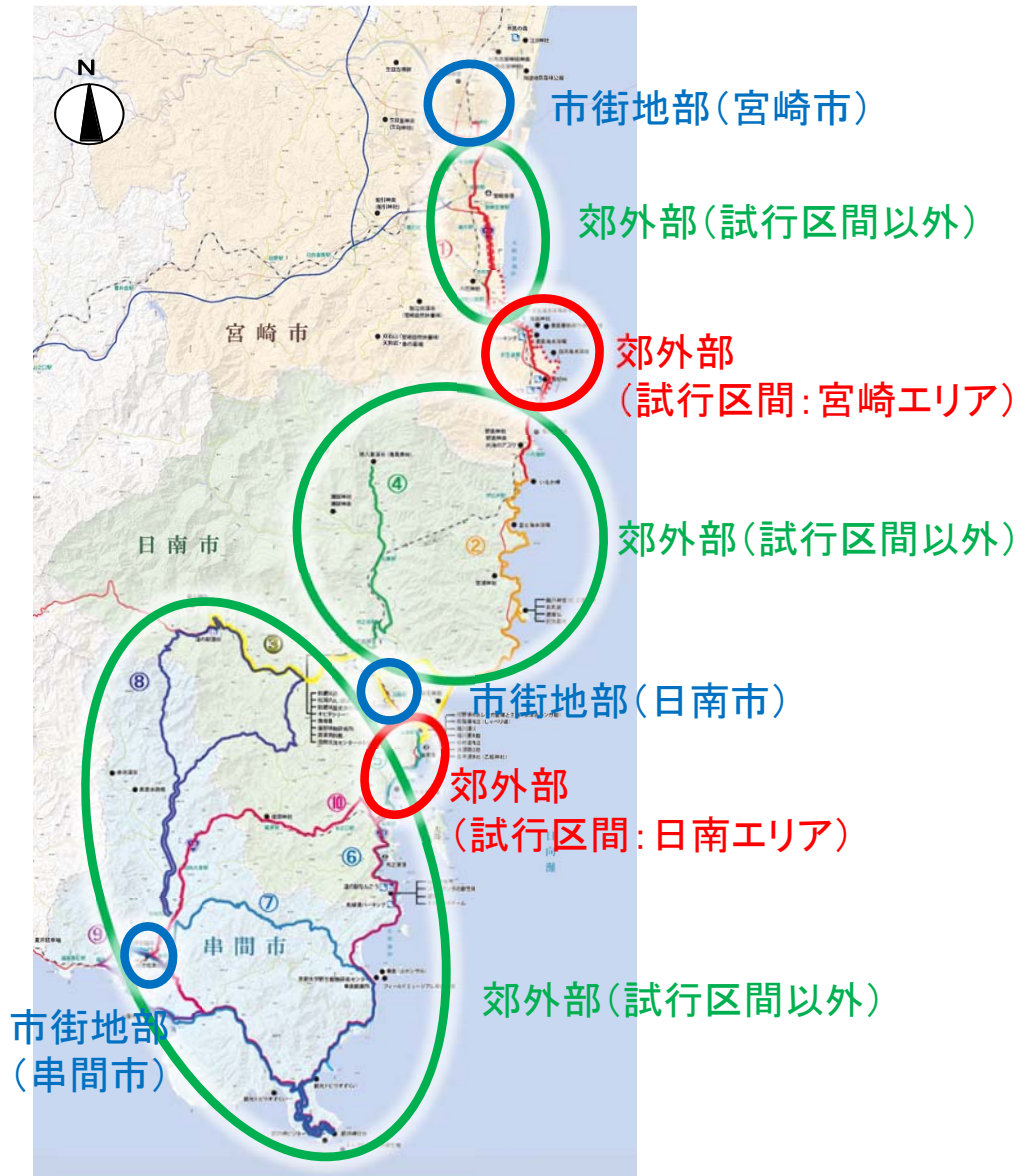
日南エリア



— 矢羽根設置箇所

【参考②】今後の整備方針 ～自転車通行空間の整備イメージ～

- ◎市街地部は、各市(宮崎市、日南市、串間市)が策定するガイドライン(※)に基づく自転車ネットワーク整備計画をもとに、整備を実施。
- ◎郊外部は、整備方針(日南海岸版 自転車通行空間の手引き)をもとに、試行区間の残る地区を整備するとともに、試行区間以外は整備計画(整備順位等)を検討し、整備に着手。

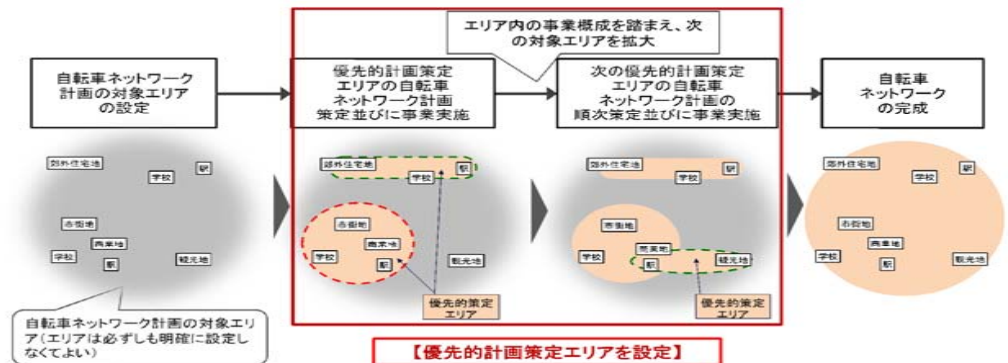


区間	整備方法	整備主体
市街地部 (宮崎市、日南市、串間市)	各市が策定するガイドライン※に基づく自転車ネットワーク整備計画をもとに、自転車通行空間の整備を実施。	各道路管理者
郊外部 (試行区間) 郊外部 (試行区間以外)	本協議会で策定する整備方針(日南海岸版 自転車通行空間の手引き)をもとに、自転車通行空間の整備を実施。	

※安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7)
国土交通省・道路局、警察庁・交通局

【概要】

- ・歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間整備のための計画、設計の考え方を提示。
- ・中高生の自転車通学の安全確保を念頭に、自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に計画を策定。



【参考③】自転車活用推進計画

- 自転車活用推進法がH29.5に施工され、自転車活用推進計画がH30.6に閣議決定。
- 市町村は国及び県の自転車活用推進計画を勘案し、自転車活用推進計画を定めるよう努めるとされている。(法十一条)
- 地方版推進計画の目的は、国の推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、地方公共団体の抱える課題や有する地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討することとされている。(地方版自転車活用推進計画の策定の手引き)

自転車活用推進計画の概要



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法*に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画
- (2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
（衆・参とも全会一致）
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク構成市町村数
【実績値】1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のI・T化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
【実績値】29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数* 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度) ※(13-17)の関連指標
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数*
【実績値】80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(13,14)の関連指標
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合
【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進(再掲)
18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取扱方針
➢ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
➢ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討